

## 三重県医療審議会周産期医療部会運営要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、三重県医療審議会運営要綱第7条の規定に基づき設置された三重県医療審議会周産期医療部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (所掌事務)

第2条 部会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 本県の実情に応じた周産期医療体制の整備に関する事項
- (2) その他周産期医療体制の整備に関し必要な事項

2 前項に関する部会の決定は、三重県医療審議会の決議又は部会の意見とすることができる。

### (任 期)

第3条 部会に属する委員及び専門委員（以下「委員」という。）の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (部 会)

第4条 部会は、部会長が召集し、部会長が議長となる。

- 2 部会は委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

### (報 告)

第5条 部会長は部会が決定した事項について、その内容を三重県医療審議会に報告又は提案する。

### (事務局)

第6条 部会の事務局は、三重県医療保健部医療政策課に置く。

### (雑 則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の審査の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### (附 則)

- この要領は平成12年7月1日から施行する。
- この要領は平成14年4月1日から施行する。
- この要領は平成20年4月1日から施行する。
- この要領は平成23年4月1日から施行する。
- この要領は平成24年4月1日から施行する。
- この要領は平成30年4月1日から施行する。

この要領は令和2年4月1日から施行する。